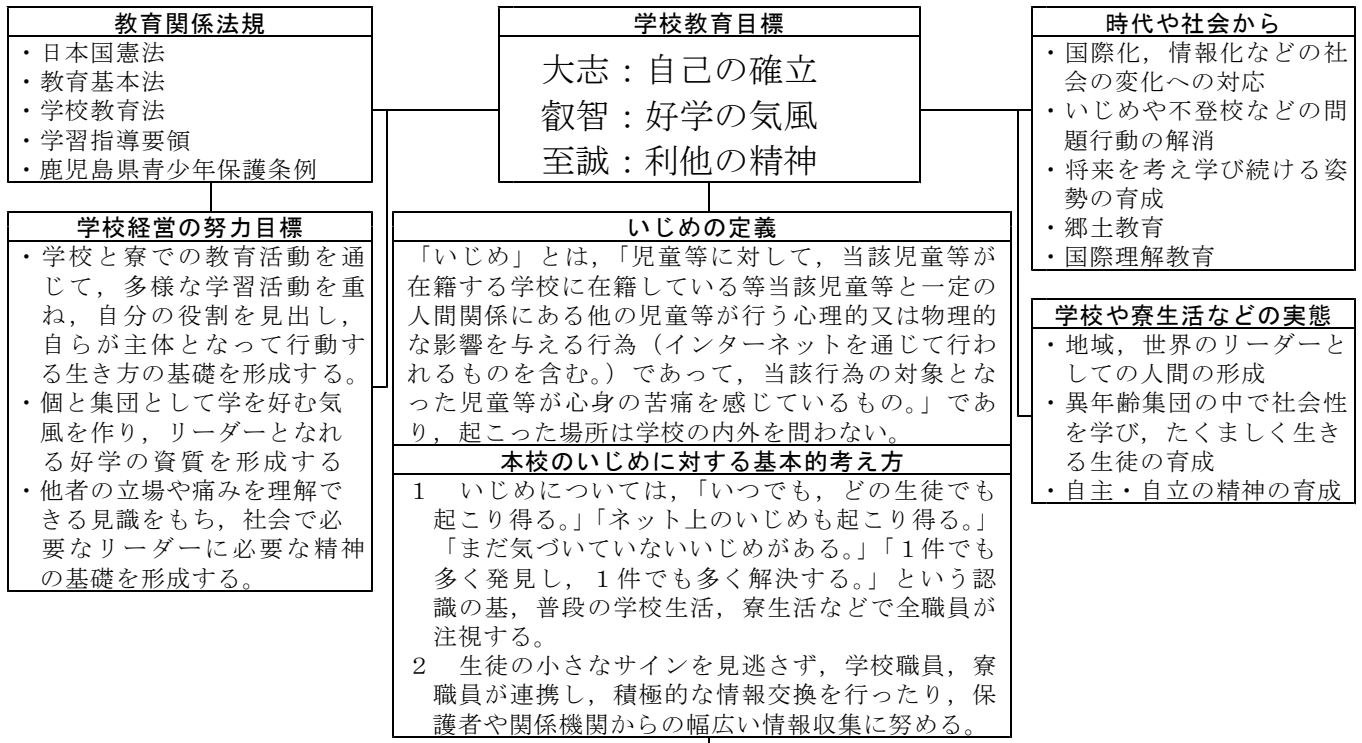


# 学校いじめ防止基本方針

鹿児島県立楠隼中学校 楠隼高等学校



いじめの問題への対応体制の確立		
未然防止	早期発見・早期対応	教職員・寮職員の資質向上
1 「生徒1人1人に、お互いがよさを認め合い、集団の一員として協力し合える人間関係を育む」ための教育活動の充実 2 「児童生徒1人1人に自他の生命などを尊重する心情や態度を育む」ための指導の徹底	1 いじめの問題に関する実態把握 2 いじめについての相談体制の充実 3 いじめへの迅速な対応と寮、関係機関及び外部人材の連携の推進	1 いじめの問題の認知に関する教職員の共通理解 2 いじめの問題に関する教職員の資質向上

具体的方策
1 記名・無記名アンケートや教育相談、楠隼ダイアリーの活用、生徒による情報提供など、生徒の状況を把握する機会を必ず定期的に設ける。(アンケートの実施：教育相談) 2 いじめは絶対に許されない行為であることを生徒全員に理解させる。(年度当初、学期当初の「いじめ問題を考える週間」の活用) 3 「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの予防、対応、継続指導内容について検討する。 (「いじめ対策委員会」構成メンバー：校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、担任、スクールカウンセラー、舎監長、寮関係者) 4 いじめを発見した場合 (1) 「いじめ対策委員会」(校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、担任、スクールカウンセラー、舎監長、寮関係者)と連絡・相談・報告を行い、学校・寮全体で問題を共有し、解決するための方策を探る。 (2) いじめられている生徒に対し、学校をあげて守り抜くことを伝える。 (3) いじめの実態を把握するため、被害者・加害者・傍観者(見て何もしない)・観衆(見て囃し立てる)に、担任、学年、養護教諭、寮監、舎監、ケアサポーターなどが事実確認を行い、情報を共有し、共通実践に努める。 (4) 事実確認後、生徒、保護者への指導に当たる。この際、加害、被害両方の保護者へ連絡する。また、必要に応じて、クラス・学年全体の保護者へ連絡し、このようなことは許されることではなく、協力していじめをなくしていくことを共有する。 (5) いじめられた生徒に対する心のケアをどのように行うのか、「いじめ対策委員会」で検討し、必要に応じて関係機関と連携する。 (6) いじめは人間として絶対に許されない行為であることを加害生徒だけではなく、観衆・傍観している生徒にも再度指導し、学校全体へいじめはしてはいけないことを理解させる。 (7) いじめの実態調査の結果、深刻な事態を招く可能性がある場合と判断される場合には、必要に応じて、警察との連携を図り、中学校においては出席停止の措置についても検討する。 5 いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援し、生徒の心のケアに当たる。 6 教育相談体制の確立を図る。 7 スクールカウンセラー・関係機関との連携を図り、積極的活用を図る。 8 「いじめ対策必携」の活用を図る。

外部関係機関との連携
スクールカウンセラー、肝付警察署、大隅児童相談所、県教育委員会、県総合教育センター教育相談課、かごしま教育ホットライン24